

成年後見制度 のご利用を。

「リーガルサポート」に登録した司法書士が、
成年後見制度利用のお手伝いをします。

お気軽にご相談ください



公益社団法人 成年後見センター

リーガルサポート東京支部

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館5F

TEL : 03-3353-8191

FAX : 03-3353-8234

<https://legal-support-tokyo.jp/>





LEGAL SUPPORT

成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近なしくみです。

こんな時に利用できます

1 ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。併せてこれまで経営してきたアパートの管理もお願いしたい。できれば今から頼みたい。



2 今は、自力で生活できているけど、認知症になったときが心配。将来の後見人は自分で決めたい。

5 認知症の父の不動産を売却して入院費にあてたい。



3 使うはずもない高額な健康器具など頼まれるとつい買ってしまう。



6 寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から疑われている。

4 両親が死亡した後、知的障がいを持つ子供の将来が心配。その子のために財産を残す方法やその使い方、施設への入所手続きなどどうしたらいいの？

7 老人ホームにいる母の年金を持ち出してしまう兄に困っている。



判断能力が衰える前

「こんな時に利用できます」

1～3 の場合

“任意後見制度”が利用できます

今、将来のために、[支援する人]・[支援内容]を決めておきます。将来(今からでも)望みどおりの支援を受けることができます。保険みたいですね。



判断能力が衰えた後

「こんな時に利用できます」

3～7 の場合

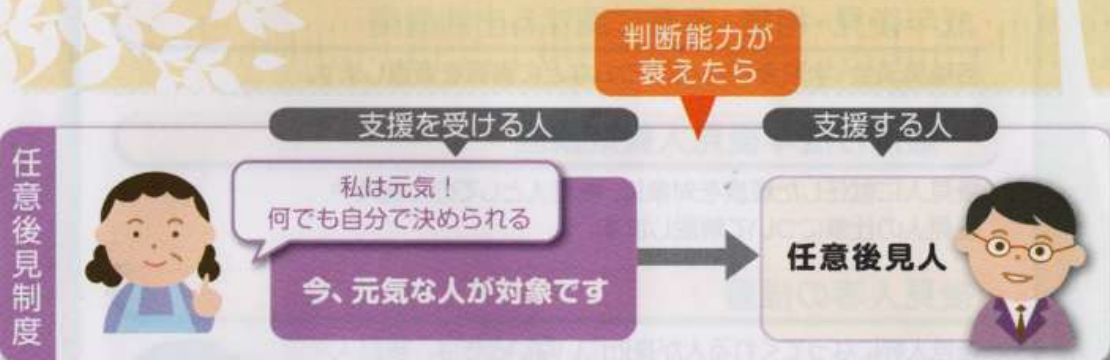
“法定後見制度”が利用できます

保護がどこまで必要なのかによって「補助」・「保佐」・「後見」の三つの利用の仕方があります。柔軟に工夫出来るので、利用する人にあったメニュー作りが重要です。

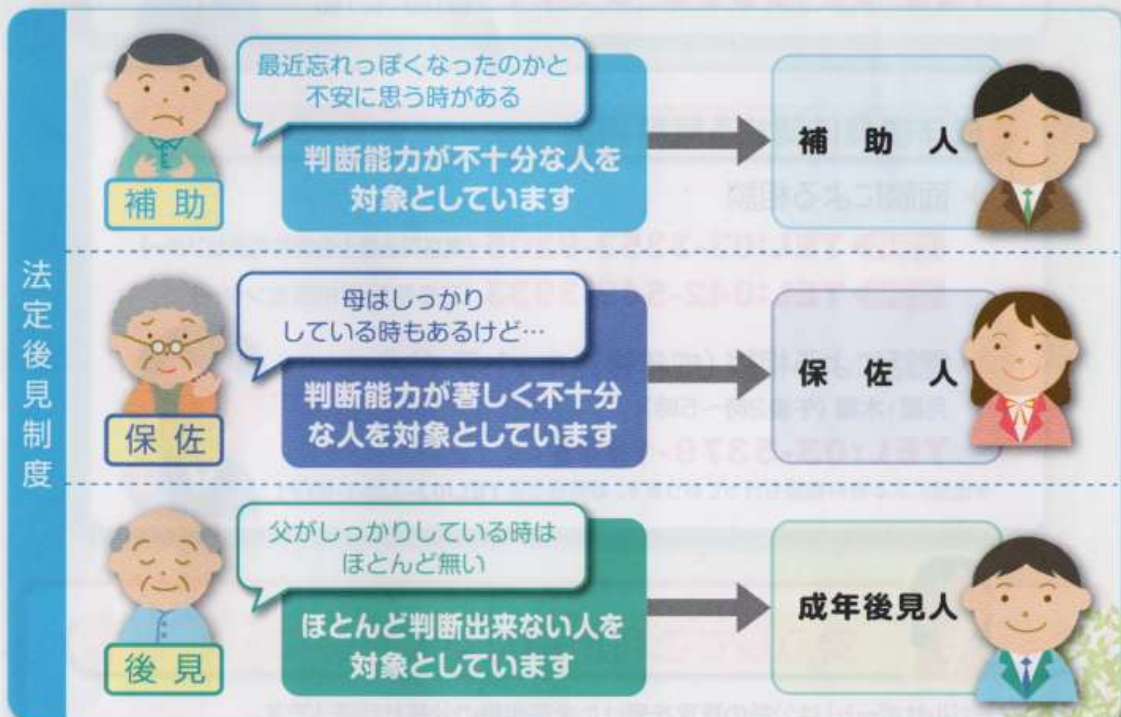


LEGAL SUPPORT

どんな使い方があるの？



判断力が確かなときに司法書士があなたと話し合いの上、支援内容・方法を公証人が作成する公正証書で契約します。そして支援の必要が生じた場合には、契約した司法書士が後見人として支援します。後見人が正しく職務を行っているかチェックするために必ず監督人が家庭裁判所で選任されます。後見人の報酬は契約で決めておきます。



判断能力が減退したときに、あなたやあなたの家族が家庭裁判所に手続きをすると、家庭裁判所が選任した司法書士が後見人になり支援します。後見人はあなたの意思を尊重し、福祉や生活に配慮しながらあなたに代って契約をしたり、あなたのした契約を取消します。後見人の報酬は家庭裁判所が決定します。





LEGAL SUPPORT

リーガルサポート 東京支部の事業

成年後見・相続・遺言に関する出前講座

各種講演会・学習会・シンポジウムなどに講師を派遣します。

一般向け成年後見人養成講座

後見人に就任した親族を対象に、後見人としての心構えや後見人の仕事について解説します。

後見人等の推薦

後見人等になってくれる人が身近にいないときは、後見人・後見監督人候補者名簿に登録している会員を推薦します。

上記に関するお申し込み・お問い合わせは

TEL:03-3353-8191

受付時間（平日）
10:00～12:00
13:00～16:00



成年後見に関する無料相談

▶ 面談による相談

ご予約 TEL:03-3353-9205（東京司法書士会総合相談センター）

ご予約 TEL:042-548-3933（三多摩総合相談センター）

▶ 電話による相談（成年後見ホットライン）

月曜・木曜（午後2時～5時）

TEL:03-5379-1888

※出張による有料相談も行っております。お問い合わせは**TEL:03-3353-8191**



安心してご利用いただくために

- ◆「リーガルサポート」は公益の認定を受けた全国組織の公益社団法人です。
- ◆「リーガルサポート」に登録した司法書士を指導・監督しています。
- ◆「リーガルサポート」に登録した司法書士に対して研修等を行い、資質の維持向上に努めます。
- ◆「リーガルサポート」に登録した司法書士の中で所定の研修を終了した者を家庭裁判所に後見人として推薦しています。